

向日市と大塚製薬株式会社との健康増進等に関する包括連携協定書

向日市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（京都支店取扱い：以下「乙」という。）は、次のとおり健康増進等に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等を活用し、相互に協力して、向日市民の健康増進と災害時における支援に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）災害時における支援に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために甲及び乙が協議し、必要と認めること。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による特段の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（経費）

第4条 本協定に基づく連携事項の実施に要する費用については、甲及び乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携事項の検討及び実施により相手方から知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えい又は他の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令等により開示を求められた場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知することなく直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携の具体的事項及びその他必要な事項については、甲及び乙が協議してこれを定める。

2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

令和3年11月10日

向日市寺戸町中野20番地

向日市長

京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310

大塚製薬株式会社京都支店

支店長